

課長	係長	主任	係

健康保険限度額適用認定申請書

※ 被保険者（本人）が市町村民税非課税の方は非課税証明書を添付してください。
 (所得区分：療養を受けた月が1月～7月の場合は前々年、8月～12月の場合は前年の所得)

被保険者記入欄	被保険者証の記号番号	記号		事業所	名称				
		番号			所在地				
	被保険者	氏名				生年月日	年	月	日
		住所	〒 — 電話番号(携帯電話) — —						
	適用対象者	氏名				生年月日	年	月	日
		被保険者との続柄				性別	男・女		
		住所	〒 —						
		入院予定日	年 月 日						
	被保険者の住所とは別のところに送付を希望する場合は、その送付先		〒 —						

下記の欄は、被保険者および適用対象者以外の方が申請する場合に事業主（申請代行者）が記入してください。

事業主(申請代行者)	事業主(申請代行者)の氏名	フリガナ	事業所	被保険者との関係	
	事業所(申請代行者)の住所	〒 —			
申請代行の理由	1 被保険者本人が入院中で外出できないため 2 その他 ()				

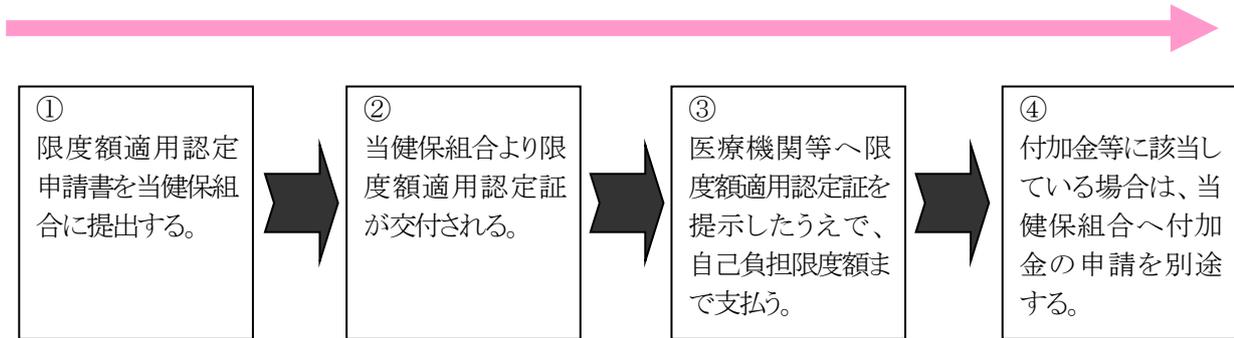
上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

東京織物健康保険組合 理事長 殿

申請日 年 月 日

70歳未満の方の外来および入院は、「健康保険適用認定証」を提示することにより、医療機関ごとの外来および入院費用の窓口負担が自己負担限度額までとなります。H30. 8月診療分以降、70歳以上の方で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当される方も提示することで窓口負担が自己負担限度額までの支払となります。（市町村民税非課税者を除く）

限度額適用認定証交付の流れ



【支給例1】（高額療養費に該当する場合）

A医療機関（入院）総医療費100万円、窓口負担30万円（3割）・70歳未満、一般所得の方の場合

◆限度額適用認定証の交付を受けない場合（窓口負担300,000円）

ア自己負担限度額 $80,100 \text{円} + (1,000,000 \text{円} - 267,000 \text{円}) \times 1\% = 87,430 \text{円}$

イ高額療養費 $300,000 \text{円} - 87,430 \text{円} = 212,570 \text{円}$

ウ付加金 $87,430 \text{円} - 50,000 \text{円} = 37,400 \text{円}$ （100円未満切捨て）

最終的な自己負担額 50,030円

⇒ 合計 249,970円が健保へ申請すると払い戻される(3、4ヶ月後)

◆限度額適用認定証の交付を受けた場合（窓口負担 87,430円）

ア自己負担限度額

$80,100 \text{円} + (1,000,000 \text{円} - 267,000 \text{円}) \times 1\% = 87,430 \text{円}$

イ付加金 $87,430 \text{円} - 50,000 \text{円} = 37,400 \text{円}$ （100円未満切捨て）

最終的な自己負担額 50,030円

⇒ 認定証を提示することにより窓口では、87,430円を支払う。

⇒ 付加金 37,400円が健保へ申請すると払い戻される(3、4ヶ月後)

【支給例2】（高額療養費に該当しないが、付加給付に該当する場合）

A医療機関（入院）総医療費20万円、窓口負担6万円（3割）・70歳未満、一般所得の方の場合

ア付加金 $60,000 \text{円} - 50,000 \text{円} = 10,000 \text{円}$

最終的な自己負担額 50,000円

⇒ 付加金 10,000円が健保へ申請すると払い戻される(3、4ヶ月後)